

新潟県社会人サッカー 8 人制リーグ運営要綱

(新潟県社会人サッカー 8 人制リーグの運営)

第 1 条 新潟県社会人サッカー 8 人制リーグ（以下「8 人制リーグ」という）の運営は、新潟県社会人サッカー連盟（以下「社会人連盟」という）理事から選任される 8 人制リーグ運営委員長を長とする 8 人制リーグ運営委員会（以下「運営委員会」という）が行う。

(8 人制リーグ運営委員会)

第 2 条 本運営委員会には、次の役員を置くものとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 複数名（社会人連盟、他外部より適宜で選任）

(8 人制リーグの構成)

第 3 条 8 人制リーグは、一般の部とシニアの部より構成する。

(参加資格)

第 4 条 全国社会人サッカー連盟（以下「全社連」という）及び北信越社会人サッカー連盟（以下「北社連」という）に登録申請と登録料の納入を行い、8 人制リーグ参加費を納入しており、1 年間を通し確実にリーグ戦を戦えるチームであること。

2 追加登録選手のリーグ戦出場については、運営委員会が明示した提出期限までに登録をし、承認を得た次節より出場可能となる。

(選手資格)

第 5 条 8 人制リーグは、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）で認められた組織であり、日本協会の第 1 種及びシニアカテゴリーのチームあるいは選手であることとする。

但し、J1・J2 リーグ所属チーム、JFL 所属チーム及び高専連盟、専門学校連盟、大学連盟に加盟したチームは除くものとする。

2 選手資格について疑義が生じた場合は、運営委員会にて審議し裁定を下す。

(選手登録)

第 6 条 選手資格を有する選手の登録人数は 25 名までとする。

2 8 人制リーグに、同一年度で異なるチームから選手として出場することはできない。

3 「シニアの部」は 35 歳以上が登録可能。但し、35 歳未満の選手登録を 5 名まで、試合には同時に 3 名までの出場を許可する。

(試合)

第 7 条 8 人制リーグは次のとおり行う。

(1) 各チーム 1 回総当たり方式で行う（参加チーム数によって変更あり）。

(2) 出場選手は 1 チーム 8 名であり、GP 1 人、FP 7 人とする。チームには必ず監督を

置き、選手を兼ねることができる。ベンチには監督、リザーブの計 1 2 名以内とする。

(3) 試合時間は、「一般の部」30分ゲーム、「シニアの部」20分ゲームとする。ハーフタイムは5分とし、すべての試合に於いて延長は行わない。試合開始時に必ず8人揃っている事を条件とする。

(4) 試合の審判は3人制を適用する。

(5) 参加者の性別、出身地、国籍は問わない。

(6) メンバー表は、第1試合は試合開始15分前までに、以降は前試合のハーフタイムまで本部に2部提出すること。

(7) 交代については、以下の通りとする。

①交代予定者として、試合前のメンバー表に記載された選手でなければならない。

(8) 退場については、以下に定めるものとする。

①審判より退場を命じられた選手は、次節の出場を禁止する。以後の処置は運営委員会で決定する。

②審判より退場を命じられた選手は、速やかに退場するとともに各会場で定められたピッチ内からも退出しなければならない。

③8人制リーグで消化しきれなかった場合や8人制リーグ最終戦で退場となった場合は、次年度に持ち越しとする。

④累積警告による退場の場合は、次年度に持ち越さないものとする。

(9) 警告については、下記に定めるものとする。

①同試合での警告2回で、その試合は退場となり、次の試合は出場停止となる。

②累積警告3回で、次の試合は出場停止とする。

③警告は、次年度には持ち越さない。

(10) 試合球は、日本協会発行の【サッカー競技規則】に記載の品質及び規格と同等品以上とし、当該試合のチームが各々1個提出し、試合球と予備球とする(5号球使用)。

(11) ピッチ及びゴールは少年用を使用する。

(順位の決定)

第8条 試合の勝ちチームには3点、引き分けには両チーム1点があたえられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。

2 勝ち点の合計が同一の場合は、以下の順序による。

(1) 全試合のゴール・デファレンス (得点 - 失点)

(2) 総得点数の大小

(3) 当該チーム同士の対戦成績

(審判)

第9条 審判は全て帯同制とし有資格者とする(1チーム当り最低3名)。

2 黒色の審判着又は当該チームと色が被る場合は異なる色のビブス着用とする。

3 審判は、出場選手以外でも可能とする。

4 割当審判を行わないチームは棄権とみなす(集合: 開始10分前にマッチミーティング)。

(罰則)

第10条 罰則が科せられる場合は、次のとおりとし、原因となったチームに科すものとする。但し、処分方法は運営委員会で確認し、社会人連盟理事会が裁定を下す。

(1) 割り当てられた審判を怠る等、審判の要件を満たすことができなかった場合

(2) スポーツマンシップに反する行為のあった場合、チームの出場を停止することがある。

2 上記以外として登録外の選手を試合に出場させた場合、当該試合は行うが勝敗問わずに負けとし、更にその時点の勝ち点から-3とする。

(申込方法)

第11条 大会参加申込書に必要事項を記入のうえ、所定の送付先へ送付すること。

2 大会参加費は所定の口座へ振り込むこと。

3 会場経費として追加徴収する場合がある。

(会計)

第12条 当該年度の予算、並びに前年度の決算は、運営委員会で決定する。

(その他)

第13条 黒以外1種類以上のユニフォームを用意すること(ビブス着用可)。

2 試合中の飲料水は水のみとする。

3 大会中のケガについての責任は負わない。

4 各コート第1試合の2チームは、会場設営等を行うこと(集合：試合開始の15分前)。
会場は新潟聖籠スポーツセンター・アルビレッジを使用。

5 各コート最終試合の2チームはゴール移動、グラウンド整備をすること。

6 禁煙(市スポーツ施設の敷地内では車中も含め全面禁煙)。会場敷地内での飲酒禁止。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日より施行する。

令和6年5月5日 改訂。

令和7年4月1日 改訂。

令和8年3月1日 改訂。